

## 代議員選挙細則

平成 23(2011)年 11 月 12 日 理事会制定  
平成 25(2013)年 3 月 2 日 理事会改定  
平成 28(2016)年 2 月 12 日 理事会改定

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)の代議員の選挙に関しては、定款による以外は、この細則による。

(選挙管理委員会)

第 2 条 代議員の選挙に必要な業務は、別に定める選挙管理委員会が行う。

(代議員の定数)

第 3 条 選挙管理委員長は、選挙の年の 7 月 1 日以降に選挙管理委員会を開催し、選挙の年の 7 月 1 日現在の正会員数の確認を行うとともに、選出する代議員数を確認する。

- 2 代議員数は、前項で確認された正会員数を 20 で除した数とし、端数は切り上げる。
- 3 選挙管理委員長は、正会員名簿等一式を作成する。

(代議員の資格)

第 4 条 代議員となりうる者は、正会員である者とする。

(立候補)

第 5 条 代議員選挙に立候補をする者は、期限内に選挙管理委員会に所定の様式により届け出なければならない。

(選挙)

第 6 条 代議員の選挙は、2 年に 1 度 10 月に実施する。

- 2 投票は、20 名不完全連記によるものとし、本会のホームページより電子的かつ無記名で行う。
- 3 最下位当選者に同数者が生じた場合は、最下位当選者同士で再投票により選出する。

(次期代議員の資格の確認並びに決定)

第 7 条 理事会は、当選した次期代議員の資格を確認する。

- 2 前項において問題がない場合には次期代議員として確認する。
- 3 決定した代議員は、速やかにホームページに氏名を公表するものとし、公表をもって代議員選挙の終了とする。

(補則)

第 8 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。

【改訂履歴】

平成 25(2013)年 3 月 2 日

旧	新
第 3 条 選挙管理委員長は、選挙の前年の 11 月 1 日以降に選挙管理委員会を開催し、選挙の前年の 11 月 1 日現在の正会員数の確認を行うとともに、選出する代議員数を決定する。	第 3 条 選挙管理委員長は、選挙の年の 7 月 1 日以降に選挙管理委員会を開催し、選挙の年の 7 月 1 日現在の正会員数の確認を行うとともに、選出する代議員数を決定する。
第 6 条 代議員の選挙は、2 年に 1 度、1 月に実施する。	第 6 条 代議員の選挙は、2 年に 1 度実施する。